

公益信託 サントリー世界愛鳥基金

水辺の大型鳥類保護部門

平成30年度募集要項

1. 助成の目的

当部門は、「今日、鳥たちの身に起きていることは、明日は人間の問題になるかもしれない」という、基金設定趣旨でもある理念に鑑み、水と人と鳥が共存する生態系の再生を目指し、そのシンボルとして、誰もが知っている大型の鳥類でありながら、現在では殆ど見ることのできないコウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境の整備等の活動で、当基金の助成がその後の継続的活動の突破口となるような助成を行います。

2. 助成対象

- (1) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境となる水田、湿原などの整備等を行う団体。
但し、地元自治体、他の鳥類保護団体等と連携し、活動エリアに確たる拠点を確立している、または確立できる団体を対象とします。
- (2) 活動の中心が地方公共団体である場合は、他の民間活動団体との協議会等を設立した上での申請を原則とします。

3. 助成金の使途

当部門はコウノトリ・トキ・ツル等の保護・生息環境の整備・確立に対する助成であり、日常活動に要する備品ではなく、環境整備や大型の設備等に対する助成を基本とします。

- (1) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境整備に必要な機材、設備等の費用
- (2) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境整備に必要な活動費用（餌代、環境の整備・維持に要する費用等）

※助成対象費目は、下記に分類して申請書に記載してください。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 資機材購入費 | ② 工事費 |
| ③ 借損料・役務費 | ④ 人件費(給与・謝金等) |
| ⑤ 旅費(交通費・宿泊費等) | ⑥ 諸経費(一般管理費等) |

4. 助成金額・助成期間

(1) 助成金額

1件あたり10百万円程度の助成をメドとします

(2) 助成期間

- ① 助成金使用期間は原則として1年（毎年4月～翌年3月）とし、使用期間終了後1ヶ月以内（4月末まで）に活動報告書および会計報告書を代表受託者に提出いただきます。
- ② 当部門は、コウノトリ・トキ・ツル等の保護・生息環境の整備・確立を目的とするため、ある程度の期間連続して申請することも可とします。
但し、助成金申請は1年単位としますので、連続助成を希望する場合は、毎年申請し、

審査を受ける必要があります。複数年度の連続助成を保証するものではありません。

5. 応募方法

次の書類各1通を、当公益信託の代表受託者に提出して下さい。

- (1) 当公益信託所定の申請書
- (2) 申請者の概要の分かる資料（含む、定款、規約、運営規則等）
- (3) 直近2期の事業報告書と収支決算書

※提出書類は全てA4版にて作成してください。

※申請書については、当基金のホームページからダウンロードしてください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※提出いただいた申請書等は、返却いたしません。

6. 応募受付期間

平成29年9月1日(金)～9月29日(金) 当日消印有効 (下記代表受託者宛)

7. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会において選考のうえ、採否を決定します。選考結果は代表受託者より、平成30年1月下旬頃に書面にて通知します。

尚、運営委員会における選考に先立ち、現地ヒアリング等を実施する場合があります。現地ヒアリング等を実施する場合は、代表受託者より対象となる応募団体に対し、別途ご案内します。

8. 贈呈式・報告会の開催・助成金の交付

- (1) 贈呈式・報告会を、平成30年4月中旬(予定)に、東京都内にて開催します。
その際に、助成対象活動について5分程度の報告をして頂きます。

- (2) 助成金は、贈呈式開催後、助成団体の銀行口座に振込みます。

なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還して頂きます。(また、助成金に残余金が発生した場合には、残余金を返還して頂きます。)

9. 活動報告

助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書(領収書(写)添付)を代表受託者宛に、助成団体から直接提出して頂きます。

10. 申請書の提出先・照会先

〒100-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ サントリー世界愛鳥基金 申請口 TEL 03-5232-8910 (受付: 平日9時～17時) FAX 03-5232-8919
--